

【年少射撃資格の認定のための講習会のお知らせ】

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第9条の14第1項の規定による年少射撃資格の認定のための講習会を次のとおり開催します。

記

1 講習会の開催日時・場所

開催日時	開催場所
令和6年8月2日(金) 午前9時から午後4時まで	秋田市山王四丁目1番3号 秋田県警察本部第二庁舎1階 聴聞室
令和7年3月24日(月) 午前9時から午後4時まで	秋田市山王四丁目1番3号 秋田県警察本部第二庁舎1階 聴聞室

2 講習科目及び講習時間数

空気銃の所持に関する法令及び空気銃の使用の方法について、4時間の講習を実施します。

3 受講定員

5人（定員になり次第、締め切ります。）

4 受講対象者

秋田県内に住居を有し、年齢が18歳未満で年少射撃資格の認定を受けようとする方

5 受講申込み

(1) 受付場所

住所地を管轄する県内の各警察署

(2) 受付期間

ア 令和6年7月9日（火）から7月23日（火）までの平日午前9時から午後4時までの間

イ 令和7年2月28日（金）から3月14日（金）までの平日午前9時から午後4時までの間

(3) 必要書類

ア 講習受講申込書 1通

受付場所で交付しますが、秋田県警察ホームページからダウンロードすることもできます。

イ 写真 1枚

申込前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の顔写真で、縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの。

(4) 講習手数料

9,800円

※ 講習手数料は、県証紙により受講申込時に納付してください。

6 その他

講習について御不明の点は、秋田県警察本部生活安全課生活安全企画課営業支援指導係（電話018-863-1111内線3053、3054）又は県内の各警察署生活安全課生活安全係にお問い合わせください。